

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【公開番号】特開2015-26370(P2015-26370A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2014-121633(P2014-121633)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

G 06 F 3/044 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 6 4 0

G 06 F 3/041 4 9 5

G 06 F 3/041 4 5 0

G 06 F 3/044 1 2 9

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月24日(2017.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有効領域及び非有効領域が定義される基板と、

前記有効領域上に配置され、位置を感知する感知電極と、を含み、

前記有効領域は、

第1有効領域と、

前記第1有効領域に隣接して配置され、前記第1有効領域と異なる方式により駆動される第2有効領域と、を含み、

前記第1有効領域は平面領域であり、

前記第2有効領域は、前記第1有効領域から撓む曲面領域であり、

前記感知電極は、前記第1有効領域に配置される第1感知電極及び第2感知電極を含み

、
前記感知電極は、前記第2有効領域に配置される第3感知電極を含むことを特徴とするタッチウインドウ。

【請求項2】

前記第1感知電極、前記第2感知電極及び前記第3感知電極は、前記基板の一面上に直接接触して配置される、請求項1に記載のタッチウインドウ。

【請求項3】

前記非有効領域は、前記有効領域の4側面のうち少なくとも一側面に配置され、

前記基板の非有効領域上には、外郭ダミー層、及び前記感知電極と電気的に連結される配線が配置される、請求項1又は2に記載のタッチウインドウ。

【請求項4】

前記第3感知電極は、前記第1感知電極または前記第2感知電極のうちのいずれか1つから伸びる、請求項1ないし3のいずれか一項に記載のタッチウインドウ。

【請求項5】

前記第2有効領域は、前記第1有効領域から撓む、請求項1ないし4のいずれか一項に

記載のタッチウィンドウ。

【請求項 6】

前記第2有効領域は、前記第1有効領域の側面に配置される、請求項1ないし5のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 7】

前記非有効領域は、前記第2有効領域の側面に配置される、請求項1ないし6のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 8】

前記非有効領域は、前記第1有効領域の側面に配置される、請求項1ないし7のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 9】

前記第1感知電極及び前記第2感知電極は互いに異なる物質を含む、請求項1ないし8のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 10】

前記第1感知電極、前記第2感知電極、及び前記第3感知電極のうちの少なくともいずれか1つは伝導性パターンを含む、請求項1ないし9のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。